

倉吉市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市規則第16号

倉吉市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

倉吉市消防団の組織等に関する規則（昭和41年倉吉市規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、<u>倉吉市消防団（以下「消防団」という。）の組織等について、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(礼式及び服制)</p> <p>第15条 <u>消防団員の礼式及び服制については、消防庁の定める基準のとおりとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、<u>消防団の組織等について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(服制)</p> <p>第15条 <u>消防団の服制については、別に定めるまでの間、消防庁の定めるところによる。ただし、当分の間、なお従前のものを使用することができる。</u></p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。